

国が備蓄している使用推奨期限切れの個人防護具の配布について

内容

診療以外の訓練及び研修で利用するため、厚生労働省において個人防護具の配布を行うこととなりました。配布を希望する場合、本ホームページをご確認いただき、下記の「行政手続きオンライン申請サービス」によりお申し込みください。

配布対象施設	「医療措置協定締結医療機関」 (感染症法に基づき、病床の確保や発熱外来の実施等について、県と協定を締結した医療機関)
配布される個人防護具 (令和7年6月～ 令和7年9月配布予定)	①ガウン ②非滅菌手袋 ※ ガウンについては、「アイソレーションガウン（不織布性）」、「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。 ※ 各物資のメーカーについては指定できません。 ※ 配布する物資は、 使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。） となるため、 有効活用の観点から訓練及び研修に使用するため配布するもの です。 ※ 上記以外の物資の配布はありません。 ※ 国備蓄品の放出のため、外装の段ボール箱につぶれがある場合があります（良品扱い）。 ※ 希望数量が多数に上る場合、数量が調整され、ご要望に沿えない場合があります。
配布申し込み方法	本ホームページ下部の「行政手続きオンライン申請サービス」からお申し込みください。 ※ 電話・FAX・電子メールによる申し込みには対応できません。
配布申し込み期限	令和7年3月17日（月） ※ 上記回答期限までに、数量等の変更があった場合、再度申請を行ってください。複数回申請があった場合、最後の申請のみ受理します。 ※ 上記回答期限後は、取り消しや変更に応じることはできません。受け取り拒否はできず、確実に受け取るようお願いします。
申し込み数量	今回、配布の希望があった施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱いますので、御留意いただいた上で、真に必要な数量を申請してください。 ①使用用途 配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。 診療以外の訓練及び研修で利用すること。 ②転売禁止 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。 ※ 回答いただく数量は、100枚単位となるため、100枚未満の端数は切り上げ又は切り捨てで計算してください。 ※ 保管スペースを考慮の上、申し込みしてください。 ※ 配布を受けた個人防護具については、今回の配布趣旨を御理解いただき、転用転売等は行わないでください。
配送予定	申請内容を厚生労働省がとりまとめ、国から委託を受けた配送会社から各施設へ配送されます。 令和7年6月に配送を開始～令和7年9月中の配送完了を予定しております。